

旅先納税取扱事業者 加盟にあたって

伊勢市
伊勢市観光協会

ふるさとと応援寄附金について

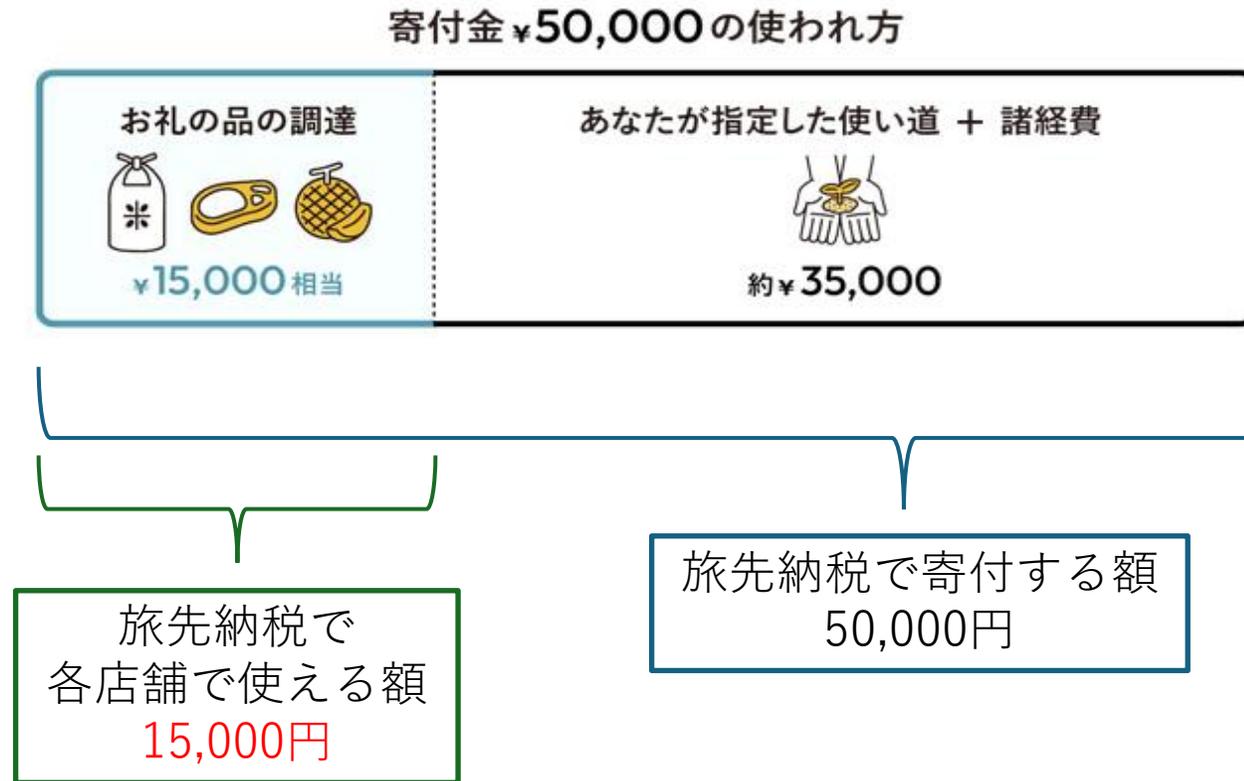
複数の自治体に寄付することが可能で、寄付額の約3割がお礼の品の調達に使用され、残りの寄付額はあなたが指定した使い道などに使用されます。

寄付金のうち2,000円を超える部分については、あなたが住んでいる地域の住民税の減額(控除)や税務署から所得税の払い戻し(還付)を受けられます。



※ワンストップ特例制度を利用すると、確定申告をしなくても寄付金控除が受けられ、寄付金上限額内で寄付したうち2,000円を差し引いた金額が住民税から全額控除されます。

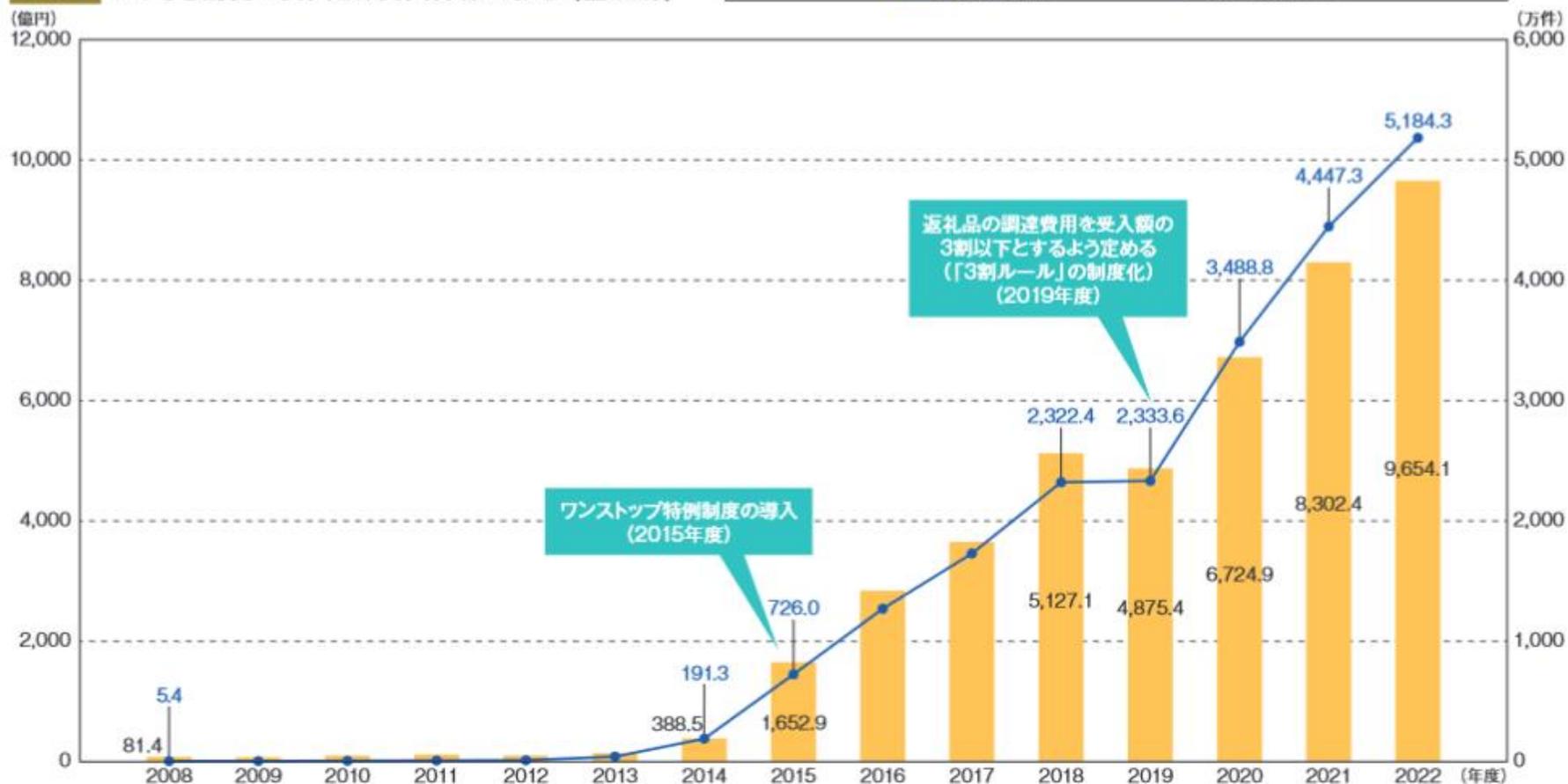
ふるさと応援寄附金の使われ方



※お客様の寄付額と旅先納税で使える金額の関係

ふるさと納税 規模

図表1 ふるさと納税の受入額、受入件数の推移(全国計)



出所:総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」よりOKB総研にて作成

(※1) 受入額、受入件数とも都道府県・市区町村が個人から受け入れた寄付金(ふるさと納税)を集計している(図表2以降も同じ)。(※2) 東日本大震災(2011年)に係る義援金などについては含まれないものもある。

旅先納税とは

“旅先納税”はふるさと納税の制度を利用し、旅行や出張で訪れた自治体にその場で寄附ができる仕組みです。

寄附をすると、返礼品として宿泊施設や飲食店、レジャー施設、おみやげ屋さんなどで使える地域の電子商品券がもらえます。

寄附はスマホから約3～5分ほどでカンタンにでき、電子商品券はその場でもらえるので、旅行中でもすぐに使うことができます。

旅先納税のメリット

お客様も！

お客様は寄附額に応じて税金が控除されるので、お得に伊勢市の観光やおでかけを楽しんでいただけます。



お店も！

返礼品は伊勢市内で使える電子商品券です。事業者様には登録料や手数料等は一切かかりません。



地域も！

ふるさと納税は伊勢市の貴重な財源です。使えば使うほど地域への貢献になります。



旅先納税はスマホで行います。

1

旅先に寄付



いま訪れている、または訪れようとしている街を選び、金額を決めて寄付します。
初めての方は会員登録が必要です。

2

旅をもっと楽しむ



寄付すると、すぐに自治体からの「お礼の品」として電子ギフトが届きます。その地域の加盟店で1円単位から使用できるため、いくつかのお店・施設で分けて使うことも可能です。
※電子ギフトとは電子商品券のことです。

3

翌年に税控除



翌年に所得税・住民税の控除を受けるためには、手続きが必要です。寄付をした自治体から、必要事項が記載された書類が届くので、期限までにワンストップ申請書の提出、または確定申告を行ってください。

決済時に必要な事業者様の作業

ユーザーフロー概要 ~e街ギフト利用 (QR読取) ~ e-machi Platform



- ア：寄附者が会計時に商品券を使用できるようにするための決済用QRコードをレジ近くに設置
- イ：寄附者が商品券使用時に、使用金額を店舗に提示するため一緒に確認（スマホ上の「支払う」ボタンは寄附者が押す）
- ウ：店名、決済金額、決済日時を確認する。

旅先納税 加盟店の主なメリット

加盟店共通の
返礼品として
PR!

市外の旅行客へ
訴求できる機会が
増える。お得な仕
組みなので、売上
UPも期待できる

手数料不要!

クレジットカードや
電子決済導入に必要
な加入料・決済手
料は不要

売上金は
自動的に振込!

ポイントを換金する
などの面倒な作業は
不要

提供可能商品（地場産品基準のいずれかに合致）

- 一 伊勢市の区域内において生産されたものであること。
- 二 伊勢市の区域内において原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 伊勢市の区域内においての製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、三重県内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。
- 四 伊勢市の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。
- 五 伊勢市の広報の目的で生産された伊勢市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から伊勢市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する品等と当該品等との間に付帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であること。
- 七 伊勢市の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が伊勢市に相当程度関連性のあるものであること。
- 七の二 伊勢市の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

宿泊・飲食・体験について

- 地場産品基準の第七号に合致しますのでOKです。

※同一店舗内で役務以外のもの（物産）も取扱う場合は注意が必要です。

（ご注意が必要な例）

- 宿泊施設内に土産物などを取扱う売店がある。
- 飲食店内でドレッシングやレトルト食品等を販売している。



次ページ「物販について」参照



物販について

- 地場産品基準の第一号から第六号に合致するものはOKです

※店舗内で旅先納税（ふるさと納税）対象商品とそれ以外の商品を取扱う場合は注意が必要です。

【対応例】

- 会計時、旅先納税対象商品とそれ以外のものを必ず仕分けしてください。

例 1 : 旅先納税対象返礼品用レジとそれ以外用レジを分ける

例 2 : 1つのレジで2回に分けて会計する

（1回目:旅先納税対象商品のみ、2回目：それ以外の商品）

- トラブル防止のため、お客様に、旅先納税の対象商品と対象外商品を明確に示してください。



利用金額お支払いの流れ

